

資 料

## 外国民事訴訟法研究（43）

外国民事訴訟法研究会  
（代表者 加藤 哲夫）

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔3〕

監訳 加藤 哲夫  
棚橋 洋平  
中山 義丸  
向山 純子  
高田 明

## 「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔3〕

監訳 加藤 哲夫  
棚橋 洋平  
中山 義丸  
向山 純子  
高田 明

### 第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1002条～第1010条・第49巻2号；第1011条～第1021条・第49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2006条・本号）

第Ⅲ章 請求権，並びに，債権者及び持分証券保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）

第Ⅳ章 債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）

第Ⅴ章 裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）

第Ⅵ章 倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）

第Ⅶ章 対審手続（第7001条～第7087条）

第Ⅷ章 地方裁判所又は破産事件上訴合議体への不服申立て（第8001条～第8028条）

第Ⅸ章 一般規定（第9001条～第9037条）

## 第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知； 関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士

### ◆ R. 第2001条（第7章清算事件における救済命令が発せられる前の仮管財人の選任）

(a) **選任** 債務者以外の者によって申し立てられた清算事件の開始後で、かつ、救済命令の発令前においては、いつでも、裁判所は、利害関係人<sup>(1)</sup>の書面による申立てにより、本法第303条(g)の規定により仮管財人の選任を命じることができる<sup>(2)</sup>。この申立書には仮管財人の選任の必要性を明記しなければならない。かつ、その申立ては、債務者、申立債権者、連邦管財官、及び、裁判所が指定するその他の利害関係人に対する通知に基づく審問を経た後においてのみ、認容することができる。

(b) **申立人による担保の提供** 申立人が、本法第303条(i)<sup>(3)</sup>の規定により認められうる、費用、弁護士費用、支出、及び、損害賠償について、債務者に対して補償することに条件づけられた、裁判所によって承認された額の担保を提供しない限り、仮管財人を本条に基づき選任してはならない。

(c) **選任命令** 仮管財人の選任を命ずる命令は、その選任が必要である理由を明らかにしなければならない。かつ、仮管財人の義務を指定しなければならない。

(d) **引渡し及び報告** 本法第702条<sup>(4)</sup>の規定により選出される管財人の就任後において、仮管財人は、裁判所が別段命じない限り、(1)その管財人に対して、自らが占有する又は自らの支配に服する倒産財団のすべての記録及び財産を速やかに引き渡さなければならない。かつ、(2)その後30日<sup>(5)</sup>内に最終報

(1) 利害関係人について連邦倒産法は定義規定を有していないが（なお、連邦倒産法第1109条(b)参照）、一般に、倒産手続によってその金銭的利益について、直接影響を受けるすべての者をいうとされている。See *In re Hutchinson*, 5 F. 3d 750, 756 (4th Cir. 1993).

(2) 連邦倒産法第303条(g)は、裁判所が仮管財人の選任を連邦管財官に対して命じることができる旨を定める。

(3) 連邦倒産法第303条(i)は、債務者以外の者による申立てが棄却された場合に、裁判所は、債務者に生じた損害等につき、申立人が賠償義務を負う旨の判決をすることができるとする。

(4) 連邦倒産法第702条は、債務者による管財人候補者の選出について定める。

告書及び最終計算書を提出しなければならない。

◆ R. 第2002条 (債権者, 持分証券保有者, 外国手続における管財人, 補助事件及び他の国際並行事件において仮の救済が申し立てられている者, 合衆国, 及び, 連邦管財官に対する通知)

(a) 利害関係人に対する21日の猶予をもった通知 本条(h), (i), (l), (p), 及び, (q)に規定されている場合を除き, 裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は, 債務者, 管財人, すべての債権者, 及び, すべての社債信託証券等又は齒型証券受託者<sup>(6)</sup>に対して, 次の事項について, 少なくとも21日の猶予をもって, 郵送で, 通知をしなければならない。

(1) 本法第341条又は第1104条(b)の規定による債権者集会。この通知には, 裁判所が別段命じない限り, 債務者の雇用者識別番号, 社会保障番号, 及び, 他のいかなる連邦納税者識別番号をも記載しなければならない。

(2) 事業の通常の過程によらない倒産財団の財産につき提案されている使用, 売却, 又は, 賃貸。ただし, 裁判所が, 正当な理由があるとして, 期間を短縮する場合, 又は, 他の通知方法を指定する場合は, この限りでない。

(3) R. 第4001条(d)<sup>(7)</sup>の規定による合意の承認以外の, 紛争の示談又は和解の承認に関する審問。ただし, 裁判所が, 正当な理由があるとして, その通知を送付しない旨命じた場合は, この限りでない。

(4) 第7章清算事件, 第11章更生事件, 又は, 第12章家族農業従事者債務

(5) R. 第9006条(a)(1)(A)~(C)によれば, 期間が日数で表記されている場合, (A)その期間の開始事由が生じた日は除外されるが, (B)休日も算入され, (C)期間の最終日も算入するが, 最終日が休日であった場合には, その期間は次の休日でない日まで継続する, とされる。

(6) これまでに公開された連邦倒産法の規定の多くの邦訳では, 'indenture trustee' は「齒型証券受託者」と訳されている(例えば, 高木・486頁, 三ヶ月章『会社更生法研究』405頁(有斐閣, 1970)も「齒形証券受託者」とする)。連邦倒産法第101条(28)において, 'indenture' は倒産債務者に対する債権, 債務者財産に対するリーエン担保付債権, 又は債務者の持分証券を設定する(議決権信託証券を除く)証券が発行されていることを根拠づける譲渡抵当権, 信託証券等の証券(齒型証券を含む)と定義されている。これを受けて同条(29)では, 'indenture trustee' は, このような証券の受託者とされていることから, 本試訳では 'indenture trustee' を「社債信託証券等又は齒型証券受託者」と訳すこととする。

(7) R. 第4001条(d)は, 自動停止からの救済についての合意を定める。

調整事件における、事件の棄却についての審問又は他の章の手續への事件の移行についての審問。ただし、その審問が第707条(a)(3)<sup>(8)</sup>若しくは第707条(b)<sup>(9)</sup>の規定による場合、又は、申立手数料の未納付を理由とする事件の棄却に係るものである場合には、この限りでない。

(5) 提案された計画案の変更へ同意し又はこれを拒絶するために定められる期間、

(6) 1,000ドルを超える支出の補償又は償還を求める者による申立てについての審問、

(7) R. 第3003条(c)<sup>(10)</sup>の規定により請求権の証拠の届出のために定められる期間、及び、

(8) 第12章における計画認可に対する異議申立てのために定められる期間、及び計画認可を審理する審問のために定められる期間<sup>(11)</sup>。

**(b) 利害関係人に対する28日の猶予をもった通知** 本条(1)に定められる場合を除き、裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、債務者、管財人、すべての債権者、及び、すべての社債信託証券等又は鹵型証券受託者に対して、(1)開示説明書の承認の審理又は異議申立てのために、又は、本法第1125条(f)<sup>(12)</sup>の規定により、計画案が適切な情報を提供しており、別個の開示説明書が不要であるかどうかを最終的に審理する審問のために定められる期日、並びに、(2)第9章、第11章、第13章の事件における計画認可に対する異議申立てのために定められる期間、及び、計画の認可を審理する審問のために

(8) 連邦倒産法第707条(a)(3)は、自己申立事件において、債務者が自ら資料等を提出しない場合に、裁判所は、連邦管財官の申立てにより、通知に基づき審問を経た上で事件を棄却することができるとしている。

(9) 連邦倒産法第707条(b)によれば、第7章の救済が濫用にあたる場合には、裁判所は、職権で、又は、連邦管財官等の申立てにより、消費者債務が主である個人債務者の第7章事件を棄却し、又は、債務者の同意を得て第11章事件又は第13章事件に移行することができる。

(10) R. 第3003条(c)は、第9章又は第11章の事件に適用され、請求権の証拠の届出権者、届出期間、届出の効果等を定めている。

(11) 連邦倒産法第1224条によれば、裁判所は、計画の認可について審問を行わなければならない、この審問において利害関係人、管財人、連邦管財官は計画の認可について異議を申し立てることができる。

(12) 連邦倒産法第1125条(f)(1)は、小規模事業者事件の場合、裁判所は、計画案が適切な情報を提供しているか否か、及び、別個の開示説明書が不要であるか否かを審理することができるとする。

定められる期間について、郵送で、28日を下回らない猶予をもって通知をしなければならない。

**(c) 通知の内容**

(1) 提案されている財産の使用、売却、又は賃貸 R. 第6004条<sup>(13)</sup>の規定に従い、本条(a)(2)の規定により必要とされる提案されている財産の使用、売却、又は、賃貸の通知は、公売の期日及び場所、任意売却における売却条件、並びに、提案に対する異議申立てのために定められる期間を含まなければならない。不動産を含む提案されている財産の使用、売却、又は、賃貸の通知は、その財産を一般的に明らかにしていれば足りる。本法第363条(b)(1)<sup>(14)</sup>の規定による個人識別情報についての提案されている売却又は賃貸の通知は、その売却がその情報の移転を禁じる指針に適合しているか否かを明らかにしなければならない。

(2) 補償についての審問の通知 本条(a)(6)の規定により請求される支出の補償又は償還の申立てについての審問の通知は、申立人及び請求額を特定しなければならない。

(3) 計画案が差止めの条項を定める場合の計画認可についての審問の通知  
計画案が、本法において別段禁止されていない行為に対する差止めを定めている場合、R. 第2002条(b)(2)の規定により必要とされる通知は、

(A) 強調文字(太字、斜体、又は下線付文字)で、その計画案が差止めを提案している旨の記載を含まなければならず、

(B) その差止めの性質を端的に明らかにしなければならず、かつ、

(C) その差止めに服するであろう者を特定しなければならない。

**(d) 持分証券保有者に対する通知** 第11章更生事件においては、裁判所によって別段命じられない限り、裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、裁判所によって指定された方法及び様式で、(1)救済命令；(2)本法第341条の規定により開催される持分証券保有者集会；(3)債務者資産のすべて又は実質的にすべての売却案についての審問；(4)事件の棄却又は事件の他の章の手続への移行についての審問；(5)開示説明書の承認についての異議申立てのために定められる期間、及び、開示説明書の承認を審理する審問のために

(13) 財産の使用、売却、又は賃貸に関する手続の詳細については、R. 第6004条が定める。

(14) 連邦倒産法第363条(b)(1)は、事業の通常過程外での個人識別情報の移転について規定する。

定められる期日；(6)計画の認可についての異議申立てのために定められる期間、及び、計画の認可を審理する審問のために定められる期日；並びに、(7)提案されている計画案の変更に同意し又はこれを拒絶するために定められる期間について、すべての持分証券保有者に対して通知をしなければならない。

(e) **無配当の通知** 第7章清算事件において、配当に充て得る資産が存在しないことが提出された目録から明らかである場合には、債権者集会の通知は、無配当となること；請求権の届出が不要であること；及び、配当の支払いに十分な資産が生じた場合には請求権の届出のために追加的な通知がなされる旨の記載を含むことができる。

(f) **その他の通知** 本条(1)の規定に定められるところを除き、裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、債務者、すべての債権者、及び、すべての社債信託証券等又は菌型証券受託者に対して、郵送により、以下の事項の通知をしなければならない。

- (1) 救済命令；
- (2) 事件の棄却若しくは他の章の手続への事件の移行、又は、本法第305条<sup>(15)</sup>の規定による手続の停止；
- (3) R. 第3002条<sup>(16)</sup>の規定により請求権の届出が許される期間；
- (4) R. 第4004条の規定により<sup>(17)</sup>、本法第727条<sup>(18)</sup>の規定による債務者の免責に対する異議申立てのために定められる期間；
- (5) R. 第4007条の規定により<sup>(19)</sup>、本法第523条<sup>(20)</sup>の規定による債務の免責債務該当性を確定することを求める申立てのために定められる期間；
- (6) R. 第4006条の規定による<sup>(21)</sup>、免責の放棄、免責不許可、又は、免責

---

(15) 連邦倒産法第305条は、倒産事件の棄却又は停止を定める。

(16) R. 第3002条は、第7章、第12章、第13章の事件では、請求権の証拠を、原則として最初の債権者集会期日から90日以内に届け出なければならないとする。

(17) R. 第4004条は、第7章事件において、免責に関する異議申立ては、最初の債権者集会期日から60日以内に申し立てられなければならないとする。

(18) 連邦倒産法第727条は、免責について定める。

(19) R. 第4007条は、免責対象債務を認める決定についての異議申立手続を定めている。

(20) 連邦倒産法第523条によれば、債権者は、ある請求権が非免責債権に該当するかについて決定を求めることができる。

(21) R. 第4006条は、免責の放棄の承認、免責の不許可、又は、免責の取消し

許可決定の取消し：

- (7) 第9章、第11章又は第12章の計画を認可する決定の発令；
- (8) 配当財団が1,500ドルを超える場合の第7章事件における、管財人による最終報告書の概要書；
- (9) 濫用の推定に関する R. 第5008条<sup>(22)</sup>の規定による通知；
- (10) その債務者の事件が、本法第707条(b)の規定により濫用であるとの推定を受けるか否かについての、本法第704条(b)(1)の規定による陳述書<sup>(23)</sup>；並びに、
- (11) 本法第1141条(d)(5)(C)、本法第1228条(f)、及び、本法第1328条(h)の規定により<sup>(24)</sup>、免責の効力発生時期の延期を申し立てるための期間。R. 第3017条(c)<sup>(25)</sup>の規定による計画案について同意し又は拒絶するために定められる期間の通知は、R. 第3017条(d)<sup>(26)</sup>の規定によらなければならない。

(g) **通知の発送先の指定** (1) R. 第2002条の規定により、債権者、社債信託証書等若しくは齒型証書受託者、又は、持分証券保有者に宛てて郵送することが必要とされる通知は、その者又は授權された代理人が個々の事件における直近の申出において指定したところに従い、なされなければならない。本項との関係においては、

(A) 債権者、又は、社債信託証書等若しくは齒型証書受託者が郵送先住

---

が命じられた場合に、裁判所書記官がすべての利害関係人に通知をする旨を定める。

- (22) R. 第5008条は、連邦倒産法第707条(b)の規定により第7章手続の濫用の推定が認められる場合には、裁判所書記官は、債権者に対して濫用の推定について通知するものとしている。
- (23) 連邦倒産法第704条(b)(1)によれば、第7章の個人債務者事件において連邦管財官(又は管財人)は、その事件が連邦倒産法第707条(b)に基づく濫用の推定を受けるかどうかについての陳述書を裁判所に提出しなければならない。この写しをすべての債権者に対して提供しなければならない。
- (24) これらの規定に基づき免責を決定するには、事前に通知に基づく審問をしなければならない。
- (25) R. 第3017条(c)は、裁判所は、第9章及び第11章の事件における計画案についての諾否の期間及び計画認可についての審問の期日を定めなければならないとする。
- (26) R. 第3017条(d)は、開示説明書の承認に基づき、財産の占有を継続する債務者、管財人、計画案の提出者等が、連邦管財官に送付又は債権者等に送達しなければならない事項について定めている。



所を指定して届出をなした請求権の証拠は、無配当の通知が R. 第2002条(e)の規定によりなされておらず、かつ、爾後における配当可能の通知が R. 第3002条(c)(5)<sup>(27)</sup>の規定によりなされていない限り、その住所に通知を郵送することの申出を構成し、かつ、

(B) 持分証券保有者が郵送先住所を指定して届出をなした権利の証拠は、その住所に通知を郵送することの申出を構成する。

(2) 本法第342条(f)<sup>(28)</sup>の規定に定められるところを除き、債権者、又は、社債信託証券等若しくは菌型証券受託者が、R. 第2002条(g)(1)又は R. 第5003条(e)<sup>(29)</sup>の規定により郵送先住所を指定する申出をしていない場合には、通知は債権者名簿又は負債目録のいずれか後に提出されたものにおいて示された住所に郵送されなければならない。持分証券保有者が R. 第2002条(g)(1)又は R. 第5003条(e)の規定により郵送先住所を指定する申出をしていない場合には、通知は持分証券保有者名簿において示された住所に郵送されなければならない。

(3) R. 第1007条の規定により提出された名簿又は目録が、未成年者又は行為無能力者の法定代理人の氏名及び住所を記載しており、かつ、その代理人以外の者が、名簿又は目録に含まれているその代理人の氏名及び住所とは異なる氏名及び郵送先住所を指定する申出をし又は請求権の証拠を届け出ている場合には、裁判所が別段命じない限り、R. 第2002条の規定による通知は、名簿又は目録に含まれている代理人と、その申出又は請求権の証拠において指定されている氏名及び住所に、郵送されなければならない。

(4) R. 第2002条(g)(1)～(3)の規定にかかわらず、被通知者及び通知者は、通知者が通知をなすよう裁判所によって命じられた場合に、その通知者が被通知者に対して、合意された方法で、かつ、被通知者が通知者に提供した単一の住所又は複数の住所に宛てて通知をなすことを、合意することができる。合意された住所は、通知についての適切な住所とみなされる。その通

---

(27) R. 第3002条(c)(5)は、無資産事件の通知後に資産が発見された場合には、裁判所書記官は、その事実の通知及び債権届出期間について、90日の猶予をもって通知しなければならないとしている。

(28) 連邦倒産法第342条(f)は、債権者は倒産裁判所に通知の送付先を申し出ることができるとしている。

(29) R. 第5003条(e)は、連邦、州、地区の租税債権の郵送先について、裁判所書記官が登録する旨を定めている。

知者が提供された住所の使用を懈怠することは、適用される法の規定により別段に効力を有するいかなる通知をも無効としない。

(5) 通知の発送前に、債権者が本法の規定により通知の受領について責任を負う個人又は債権者の組織上の部門の名称及び住所を指定し、かつ、通知が指定された者又は部門に対して交付されるようにするために債権者によって設定された手続を記載した陳述書を提出した場合においてのみ、債権者は、その通知が本法第342条(g)(1)<sup>(30)</sup>の規定により債権者に宛てて送付されなかったものとして扱うことができる。

**(h) 請求権の届出があった債権者に対する通知** 第7章事件において、本法第341条の規定による債権者集会の最初の期日から90日を経た後に、裁判所は、本条(a)の規定により必要とされるすべての通知が、債務者、管財人、すべての社債信託証券等又は菌型証券受託者、証拠の届出があった請求権を保有する債権者、及び、R. 第3002条(c)(1)又は(c)(2)の規定により届出期間の伸長が許可されたことを理由として請求権を届け出ることが認められた債権者がいる場合にはその債権者に対してのみ郵送されるべきことを命ずることができる。配当に充てるための財産が十分ではないことの通知が本条(e)の規定により債権者に対してなされた事件においては、R. 第3002条(c)(5)の規定による請求権の届出期間の通知が郵送されてから90日を経過した後に、裁判所は、通知が本項前段において規定された者に対してのみ、郵送されるべきことを命ずることができる。

**(i) 委員会に対する通知** 本条の規定により郵送されることが必要とされているすべての通知の写しは、本法第705条<sup>(31)</sup>の規定により選出された委員会、若しくは、本法第1102条<sup>(32)</sup>の規定により選任された委員会、又は、それらの委員会から授権を受けた代理人に対して郵送されなければならない。以上

(30) 連邦倒産法第342条(g)(1)は、「債権者に対する法の定めにも適合しない通知は、債権者宛に届かない限り、効力を生じない。ただし、他の通知方法を定めていた場合は債権者宛に通知がなされていないとはみなさない」と規定する。

(31) 連邦倒産法第705条は、第7章事件における債権者委員会の選出を規定する。「選出(elect)」と訳しているのは、債権者によって選ばれることによる。

(32) 連邦倒産法第1102条は、第11章事件における債権者委員会の選任を規定する。「選任(appoint)」と訳しているのは、連邦管財官により選ばれることによる。

の本条の規定にかかわらず、裁判所は、本条(a)(2)、(3)、及び(6)の規定により必要とされる通知は、連邦管財官に送付されなければならない、かつ、これらの通知は、本法第705条の規定により選出された委員会若しくは本法第1102条の規定により選任された委員会、又はそれらの委員会から授権を受けた代理人、及び、管財人又は財産の占有を継続する債務者に送達を行う債権者及び持分証券保有者であってすべての通知が債権者及び持分証券保有者に郵送されることの申立てをなした者に対してのみ郵送されることを、命じることができる。本法第1114条<sup>(33)</sup>の規定により選任された委員会は、(a)(1)、(a)(5)、(b)、(f)(2)、及び(f)(7)の規定により必要とされるすべての通知の写し、並びに、裁判所が命ずるその他の通知の写しを受領しなければならない。

(j) **合衆国に対する通知** 本条の規定によりすべての債権者に対する郵送が必要とされている通知の写しは、(1)第11章更生事件においては、連邦証券取引委員会がその事件における出頭通知を提出し、又は通知の受領を求める書面による申立てをなしている場合には、証券取引委員会に対して、同委員会が指定するいかなる地へも郵送されなければならない；(2)商品仲立人の事件においては、ワシントンD.C.に所在する連邦商品先物取引委員会に対して郵送されなければならない；(3)第11章事件においては、内国歳入庁に対して、その事件が係属している裁判区について、R.第5003条(e)の規定により保管されている登録書に記載されている住所へ郵送されなければならない；(4)事件における書類が租税以外の合衆国に対する債務を明らかにしている場合には、その事件が係属している地区についての連邦法務官に対して郵送されなければならない、かつ、債務者が債務を負うことになった、合衆国政府の省、部局、又は機関に対して郵送されなければならない；又は(5)届出のあった書類が合衆国の保有する株式を明らかにしている場合には、ワシントンD.C.に所在する財務省長官に対して郵送されなければならない。

(k) **連邦管財官に対する通知** 事件が第9章の地方公共団体の債務調整事件でない限り、又は、連邦管財官が別段に要求しない限り、裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、本条(a)(2)、(a)(3)、(a)(4)、(a)(8)、(b)、(f)

---

(33) 連邦倒産法第1113条によれば、D.I.P.が労働協約に定められた退職者に対する給付を変更ないし拒絶する場合には、受給権者の代表者との合意や代表者への通知等が必要とされている。この規律との関係で、同第1114条は、一定の場合には、受給権者の代表者として退職者委員会が、裁判所に(同条(c)(2))、又は、連邦管財官によって選任される旨を規定する(同条(d))。

(1), (f) (2), (f) (4), (f) (6), (f) (7), (f) (8), 及び(q)の規定による事項についての通知, 並びに, すべての支出の補償又は償還の申立てについての審問の通知を, 連邦管財官に対して送付しなければならない。連邦管財官に対する通知は, 本条(a)又は(b)の規定による期間内に送付されなければならない。連邦管財官が要求した場合, 又は, 裁判所が命じた場合には, 連邦管財官は, その他のいかなる事項についての通知をも受領しなければならない。本手続規則におけるいかなる規定も, 裁判所書記官又はその他の者に対して, 合衆国法典第15編第78aaa条以下の証券投資者保護法に基づく事件<sup>(34)</sup>における, いかなる通知, 一覧表, 報告書, 申立書, 又は, その他の書面をも, 連邦管財官に対して送付することを求めるものではない。

(l) **公告による通知** 裁判所は, 郵送による通知が実行困難である場合, 又は, 通知を補充することが望ましいとする場合には, 公告による通知を命ずることができる。

(m) **通知対象と通知事項を定める命令** 裁判所は, 適宜, 本手続規則によって別段定められるところを除き, 通知されなければならない事項, 被通知者, 並びに, 通知が送付されるべき様式及び方法を定める命令を発することができる。

(n) **頭書** 本条において送付される各通知の頭書は, R. 第1005条の規定によらなければならない。債務者によって債権者に対して送付されることが必要とされる各通知の頭書には, 法第342条(c)<sup>(35)</sup>の規定による通知に必要とされる情報を記載しなければならない。

(o) **消費者事件における救済命令の通知** その債務が主に消費者債務である個人債務者によって開始された自己申立事件においては, 裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は, 管財人及びすべての債権者に対して, 救済命令の通知を, 郵送で, 救済命令が発令された日から21日以内にしなければならない。

(p) **外国に住所を有する債権者に対する通知**

(1) 裁判所が, 連邦管財官若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で, 本手続規則の規定による期間内に郵送される通知が, 本手続規則の下で

(34) 証券投資者保護法 (15 U.S.C. §78aaa 以下) では, 証券業者等の債務者に対する清算手続 (15 U.S.C. §78fff) 等が定められている。

(35) 連邦倒産法第342条(c)は, 債務者から債権者になされる通知について, 記載すべき事項及び送付すべき住所等について規定する。

の通知が郵送される外国に住所を有する債権者に対して、その状況の下で合理的な通知をするのに十分でないであろうと認めるときは、裁判所は、その通知が他の手段による通知によって補完されなければならないこと、又は、その郵送による通知の定められた期間が伸長されなければならないことを命ずることができる。

(2) 裁判所が理由があると認めて別段命じない限り、本条の規定により通知が郵送される外国に住所を有する債権者は、R. 第3002条(c)<sup>(36)</sup>又はR. 第3003条(c)<sup>(37)</sup>の規定による請求権の証拠の届出のために定められる期間について、少なくとも30日の猶予をもって通知されなければならない。

(3) 裁判所が理由があると認めて別段命じない限り、外国に住所を有する債権者の郵送すべき住所は、R. 第2002条(g)の規定により確定される。

**(q) 外国倒産処理手続の承認を求める申立ての通知、並びに、外国裁判所及び外国管財人と情報を交換する旨の裁判所の意向の通知**

(1) 承認を求める申立ての通知 裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、速やかに、債務者、債務者の外国倒産処理手続を管理する権限を与えられたすべての者又は機関、本法第1519条の規定により仮の救済<sup>(38)</sup>が申し立てられているすべての者、承認を求める申立てをなした時点で債務者が当事者となっている国内において係属している訴訟についてのすべての当事者、及び、裁判所が指定するその他の者に対して、外国倒産処理手続の承認を求める申立てに基づく審問について、郵送で、少なくとも21日の猶予をもって通知しなければならない。この通知は、その申立てが外国主手続として承認を求めているのか又は外国従手続として承認を求めているのかを明らかにしなければならない。

(2) 外国裁判所及び外国管財人と情報を交換する旨の裁判所の意向の通知 裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、債務者、債務者の外

(36) R. 第3002条(c)は、第7章、第12章、第13章の事件における請求権の証拠の届出を定める。

(37) R. 第3003条(c)は、第9章、第11章の事件における請求権の証拠の届出を定める。

(38) 連邦倒産法第1519条は、外国倒産処理手続の承認を求める申立てをなした時点において認められる救済について定める。外国倒産処理手続の承認を求める申立ては、内国における倒産手続開始申立てとは異なり救済命令を構成せず、申立てと同時に債権者からの権利行使が停止されないため、承認申立て時点での仮の救済が必要となる。

国倒産処理手続を管理する権限を与えられたすべての者又は機関、本法第1519条の規定により仮の救済が申し立てられているすべての者、承認を求め申立てをなした時点で債務者が当事者となっている国内において係属している訴訟についてのすべての当事者、及び、裁判所が指定するその他の者に対して、外国裁判所及び外国管財人と情報を交換する旨の裁判所の意向の通知を、郵送でしなければならない。

#### ◆ R. 第2003条（債権者集会又は持分証券保有者集会）

(a) 期日及び場所 本法第341条(e)<sup>(39)</sup>に規定されているところを除き、第7章清算事件又は第11章更生事件においては、連邦管財官は救済命令の後21日から40日の間に開催されるべき債権者集会を招集しなければならない。第12章家族農業従事者の債務調整事件では、連邦管財官は救済命令の後21日から35日の間に開催されるべき債権者集会を招集しなければならない。第13章個人債務者の債務調整事件では、連邦管財官は救済命令の後21日から50日の間に開催されるべき債権者集会を招集しなければならない。救済命令に対して上訴がなされ若しくは救済命令の取消しの申立てがなされたとき、又は、事件の棄却を求める申立てがあったときは、連邦管財官は、債権者集会の開催をその期間が経過した後の遅い期日に指定することができる。その集会は、開廷裁判所の通常の場合において、又は、利害関係人の便宜である裁判地内で連邦管財官が指定するその他の場所において、開催することができる。連邦管財官が、連邦管財官又は債権者集会を主宰することのできる補助官が常置されていない場所を債権者集会の場所として指定するときは、債権者集会は救済命令があった後60日を超えない期間内に開催することができる。

(b) 集会の進行 (1) 債権者集会 連邦管財官は、債権者集会を主宰しなければならない。その債権者集会で執り行うところには、宣誓に基づく債務者の調査<sup>(40)</sup>を含まなければならない。第7章清算事件においては債権者

(39) 連邦倒産法第341条(e)によれば、債務者が事件の開始前に受諾を懇請した計画案をすでに提出しているときは、裁判所は、利害関係人の申立てによりかつ通知をなし審問を経た上で理由があると認めるときは、連邦管財官に債権者集会又は持分権保有者集会を主宰しないことを命じることができる。

(40) 'Examination' について、本試訳では、連邦管財人が行う「尋問」及び裁判所が行う「審尋」の双方を含むとともに広い意味で「調査」と訳している。なお、福岡60頁は、「審尋」としている。

委員会<sup>(41)</sup>の選出を含めることができ、かつ、その事件が第7章第V節<sup>(42)</sup>のものでないときは、管財人の選出を含めることができる。債権者集会の主宰官は、宣誓の手續を執り行う権限を有する。

(2) 持分証券保有者集会 連邦管財官は、本法第341条(b)の規定により持分証券保有者集会を開催するときは、その集会のための期日を指定し、これを主宰しなければならない。

(3) 議決権 第7章清算事件において、債権者は、債権者集会において又はその集会の前までに、請求権の証拠を提出し又は本法第702条(a)<sup>(43)</sup>の規定により議決権を行使する権利を証する事実を記載した書面を提出したときは、議決権を行使することができる。ただし、請求権に対して異議があり、又は、請求権の証拠が形式の上で不十分なものであるときは、この限りではない。パートナーシップの債権者は、そのパートナーシップの倒産財団の管財人が従前に就任していたにもかかわらずゼネラルパートナーの倒産財団の管財人に賛成する議決権を行使する権利を証する請求権又は書面の証拠を提出することができる。議決権を行使することとの関係で請求権の額又は認容可能性に対して異議があったときは、裁判所が別段命じない限り、連邦管財官は争いにおいて提示された各代替案に関する議決を一覧にしなればならず、かつ、その争いの解決が選出の結果を決定するために必要であるときは、それらの各代替案に関する一覧は、裁判所に報告されなければならない。

(c) 集会の記録 本法第341条(a)の規定により開催される債権者集会における宣誓に基づく調査は、連邦管財官によって、電子音声記録装置又は他の記録媒体を用いて逐語的に録音されなければならない。その記録は連邦管財官によって保管され、債権者集会の終結から2年を経過する時まで、一般の閲覧の用に供されなければならない。いかなる者の申立てがあつたときでも、連邦管

(41) 第11章事件では、連邦管財官の選任により、債権者委員会が設置される(連邦倒産法第1102条)。第7章事件でも債権者委員会を設置することが認められているが(同法第705条参照)、あまり利用されていないといわれる。福岡76-77頁参照。

(42) 第7章第V節は、'Clearing bank liquidation'に関する規定であり、連邦倒産法第782条はその手續における管財人の選任を、同法第783条は管財人の付加的な権限を規定する。

(43) 連邦倒産法第702条(a)は、債権者が議決権を行使するための条件について規定する。

財官は、その申立人の費用により、その記録の写し又は転写を認証して、供しなければならない。

(d) **第7章事件における選任及び争いの解決の報告** (1) 争いのない選出の報告 第7章事件において、管財人<sup>(44)</sup>又は債権者委員会の委員の選出につき争いがないときは、連邦管財官は、選出された個人又は法人の氏名及び住所、並びに、選出につき争いがなかった旨の記載を含む、選出の報告書を速やかに裁判所に提出しなければならない。

(2) 争いのある選出 選出について争いがあるときは、連邦管財官は、その選出に争いがある旨を記載した報告書であって、その争いの性質に関する情報を裁判所に提供し、かつ、争いによって提案された代替案に基づいて選出されたいかなる候補者の氏名及び住所をも一覽にしたものを、速やかに裁判所に提出しなければならない。その報告書が提出される日までに、連邦管財官は、報告書の写しを受け取することを申し立てた利害関係人に対して、その報告書の写しを郵送しなければならない。争いのある管財人の選出に関する裁判所の処分がなされるまでの間、仮管財人がその職務を継続する。その争いの解決を求める申立てが、連邦管財官が争いのある管財人の選出に関する報告書を提出した後14日を超えない期間内になされないときは、仮管財人はその事件における管財人として職務を執行するものとする。

(e) **休会** 集会は、集会において休会する期日及び時刻を告知することにより適宜休会とすることができる。集会の主宰官は、その集会の休会の期日及び時刻を記載した陳述書を速やかに裁判所に提出しなければならない。

(f) **特別集会** 連邦管財官は、利害関係人の申立てにより又は職権で、債権者特別集会を招集することができる。

(g) **最終の集会** 連邦管財官が配当に充てるべき売得金が1,500ドルを超える事件において最終の債権者集会を招集するときは、裁判所書記官は、管財人の債権者に対する最終計算書の要約書を債権者集会の通知に付して、認容された請求権の額に関する陳述書とともに、郵送<sup>(45)</sup>しなければならない。管財人

(44) 連邦倒産法第341条(d)によれば、第7章の清算事件では、選出された管財人は、債権者集会又は持分証券保有者集会における決議に至る前に、債務者に対して、債務者は免責を求めることができること、債務者は他の章の手続の申立てもすることができること、免責の効果、及び、債務の再承認の効果、口頭で確認しなければならないこととされている。

(45) 「郵送」は、電子通信手段による送付も可能である。このような方法につ



は最終の債権者集会に出席し、かつ、求められるときはその倒産財団の管理について報告をしなければならない。

#### ◆ R. 第2004条 (調査)

(a) **申立てに基づく調査** 利害関係人の申立てにより、裁判所はいかなる者についても調査することを命じることができる。

(b) **調査すべき事項** 本条の規定による者の調査又は本法第343条<sup>(46)</sup>の規定による債務者の調査は、債務者の行為、行状若しくは財産又は債務者の負債及び財務状況、又は、債務者の倒産財団の管理に影響を及ぼすことのある事項若しくは債務者の免責を受ける権利についてのみ関連させることができる。第12章家族農業従事者の債務調整事件、第13章個人債務者の債務調整事件、又は鉄道会社の更生事件<sup>(47)</sup>を除く第11章更生事件においては、その調査は、同じく、事業の経営及びその継続の見込み、計画を遂了することとの関係において債務者によって取得され又は取得されることになっている金銭又は財産の出所、及び、それらのために与えられ又は提供される対価、並びに、事件又は計画案の立案作成に関連するその他の事項に関連させることができる。

(c) **出頭の強制と書面の作成** 調査を受ける者の出頭及び書面を作成する者の出頭は、その調査が事件の係属している裁判区内で行われ又は裁判区外で行われることになっているとを問わず、審問又は事実審理における証人の出頭に関する R. 第9016条の規定によるところに従い、強制してすることができる。弁護士が、その裁判所又は事件が係属している裁判所において職務を遂行することが許されている場合においては、弁護士は、裁判所の職員として、調査が行われることになっている裁判区にある裁判所に代わって、召喚令状を発し、かつ、召喚令状に署名することができる。

(d) **債務者の調査の期日及び場所** 裁判所は、理由があると認め、かつ、裁判所が課すことのできる条件に基づいて、事件が係属している裁判区の内外を問わず裁判所が指定する期日及び場所において、本条の規定により調査を受けることを債務者に対して命じることができる。

---

き、R. 第9036条参照。

(46) 連邦倒産法第343条は、同法第341条に規定する債権者集会に債務者が出頭し、債権者等による調査を受けることを規定している。

(47) 連邦倒産法第11章の規定のうち、第IV節は鉄道会社の更生事件に適用される。

(e) **旅費** 債務者以外の者は、終日の出頭のために法律に定める旅費及び証人の日当が最初に支給されない限り、証人として出頭することを求められることはない。本条の規定により調査のために出頭を求められる場合に、債務者が調査を受ける場所から100マイルを超える場所に居住しているときは、証人に対して法令によって認められる旅費は、本法の下での事件を開始する最初の手続開始申立書が提出された日における債務者の居所、又は、債務者が調査のために出頭することを求められた時における住所地から100マイルを超える距離のうちのいずれか少ない距離を基準として、算定されなければならない。

◆ R. 第2005条 (調査への出頭を強制するための債務者の拘束及び引致)

(a) **調査への出頭を強制するための命令** (1) 債務者の調査が倒産財団の適切な管理のために必要であること、及び、債務者が調査を回避する目的で債務者の住所地若しくは主たる営業所の所在地を離れようとし又は離れたことを確信する相当な理由があること、(2) 債務者が調査に出頭することを求める罰則付召喚令状又は命令の送達を免れたこと、又は、(3) 債務者が適正に送達された調査への出頭を求める罰則付召喚令状又は命令に故意に従わなかったこと、を主張する宣誓供述書によって補充された利害関係人の申立てにより、裁判所は、執行官又は法律によって授権された他の司法職員に対して、不要な遅滞をすることなく裁判所に債務者を勾引することを命じる命令を発することができる。裁判所は、審問を経た後にそれらの主張が真実であると認定したときは、その認定により直ちに債務者に調査を受けさせなければならない。必要であるときは、裁判所は、更なる調査のための条件、及び、これに関連してなされるすべての命令への債務者の服従の条件を定めなければならない。

(b) **引致**<sup>(48)</sup> 裁判所に債務者を引致するための命令が本条の規定により発せられ、かつ、債務者がその命令を発した裁判所の裁判区以外の裁判区に所在すると認定される場合には常に、債務者は、次の規律に従い、その命令に基づ

(48) 本条は、日本の破産法第38条に規定する破産者の「引致」に対応する。ちなみに、日本法では、破産手続上の「引致」には、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則の「勾引」の手続に関する規定(刑訴64条~76条・刑訴規則69条~78条)が準用されている(破38条5項・破規則22条)。なお、この引致命令は、破産者の法定代理人等にも適用があるとともに(破39条における同38条の準用)、相続財産破産の場合における相続人等(同230条3項)、信託財産破産における受託者等(同244条の6)にも適用される(破規則22条)。

き拘束を受け、引致されることができるとする。

(1) 債務者が、命令の発令地から100マイル未満の場所で命令に基づき拘束を受けるときは、債務者は、その命令を発した裁判所に直ちに引致されなければならない。

(2) 債務者が、その命令の発令地から100マイル又はそれ以上離れた場所で命令に基づき拘束を受けるときは、債務者は、最も近接した利用可能な合衆国治安判事、破産裁判所判事、又は地方裁判所判事の下に、不要な遅滞をすることなく引致されなければならない。審問を経た上で、合衆国治安判事、破産裁判所判事、又は地方裁判所判事が、命令が本条により発せられたこと、及び、拘束された者が債務者であることを認定したとき、又は、拘束された者が審問を受けることを放棄するときは、合衆国治安判事、破産裁判所判事、又は、地方裁判所判事は、引致を命じなければならず、かつ、拘束された者は、出頭を強制する命令を発した裁判所に迅速に出頭することを保証するための条件を付して釈放されなければならない。

(c) **釈放の条件** 本条(a)の規定による出頭若しくは遵守、又は、本条(b)の規定による出頭を相当に保証する条件を決定するにあたり、裁判所は、法典第18編<sup>(49)</sup>第3146条(a)及び(b)<sup>(50)</sup>の規定及び趣旨により規律されるものとする。

#### ◆ R. 第2006条 (第7章清算事件における委任状の勧誘及び委任状による議決権の行使)

(a) **適用範囲** 本条は、本法第7章の下に係属する清算事件にのみ適用される。

##### (b) 定義

(1) **委任状** 委任状とは、倒産財団の管理に関連して、ある者が請求権の議決権を行使し又は請求権を有する者の代理人として事実上その他の行為をすることを授権した代理権限を記載した書面をいう。

(2) **委任状の勧誘** 委任状の勧誘とは、請求権を有する通常の依頼人に対する弁護士からの接触行為、又は弁護士に代理を依頼した請求権を有する

(49) 法典第18編は、『CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE (犯罪及び刑事訴訟手続)』を規定する。

(50) 法典第18編第3146条(a)及び(b)は、出頭しなかった場合の罰則について規定している。

者に対するその弁護士との接触行為を除き、債務者による又は債務者に対する  
 手続開始の申立てがあった後に又は手続開始の申立てを考慮して委任状を与  
 えるよう、直接に又は間接に債権者が依頼を受ける接触行為をいう。

**(c) 許される委任状勧誘**

(1) 委任状は、(A)手続開始の申立ての日において倒産財団に対して認容  
 された無担保の請求権を有する債権者、(B)本法第705条<sup>(51)</sup>の規定により選  
 任された委員会、(C)債権者の数及び請求権の額において過半を占める者によ  
 って選出された債権者委員会であって、(i)条件付ではない又は額が確定  
 していないものではない請求権を有する債権者で、(ii)本法第702条(a)<sup>(52)</sup>  
 の規定により議決権を行使する資格を有しない者ではない者であり、かつ、  
 (iii)500ドルを超える請求権を有するすべての債権者又はその有する請求権  
 の額の多い上位100人の債権者が少なくとも7日の猶予をもって書面での通  
 知を受け、かつ、出席し又は代理され、議決権を行使した債権者の氏名及び  
 それらの請求権の額を報告する書面での議事録が保管され、閲覧できる状態  
 にある債権者集会において出席していた又は代理された債権者によって、選  
 出された債権者委員会、又は、(D)正当な目的をもった取引社団又は信用社  
 団—ただし、このような社団は、正当な地位にある社団構成員又は会員であ  
 って、手続開始の申立ての日において認容されうる無担保の請求権を有して  
 いた債権者である者に対してのみ勧誘することができる—によってのみ、勧  
 誘することができる。

(2) 委任状は、書面によってのみ勧誘することができる。

**(d) 許されない委任状勧誘** 本条は、(1)一般債権者の有する利益以外の  
 何らかの利益による委任状勧誘、(2)財産管理人<sup>(53)</sup>によって、又は財産管理  
 人の利益のためになされる委任状勧誘、(3)仮管財人による委任状勧誘又は本  
 法第702条(a)の下で議決権を行使する資格を有しない者による委任状勧誘又は

(51) 連邦倒産法第705条は、第7章事件における債権者委員会について規定し  
 ている。同条(a)によると、債権者委員会は、認容されうる無担保債権を有  
 する3人以上11人以下の債権者によって構成される。

(52) 連邦倒産法第702条は、第7章事件における管財人の選出について規定し  
 ている。

(53) 連邦倒産法第101条(11)によれば、「財産管理人」とは連邦倒産法の下での  
 ものではない事件又は手続で選任される債務者財産の管理人、債権者のための  
 包括的財産譲渡の譲受人等をいう。

その利益のためになされる委任状勧誘、(4) 弁護士による委任状勧誘又は弁護士の利益のためになされる委任状勧誘、又は(5) 取立てを目的としてのみ請求権を譲り受けた者による委任状勧誘又はその者の利益のためになされた委任状勧誘を、許すものではない。

(e) 数通の委任状を有する者に対して必要とされる資料 議決権が本法第341条<sup>(54)</sup>の規定による債権者集会において行使される前、又は、裁判所が指定する他の時点においていつでも、2通又は2通以上の委任状を有する者は、議決権が行使されることになっている委任状の誓言された一覧表、及び、次の書面を含む、各委任状の作成及び交付に係る適切な事実及び状況を記載した誓言された陳述書を、裁判所に提出し、かつ、連邦管財官に送付しなければならない。

(1) 委任状勧誘書面の写し；

(2) 委任状勧誘者の資格証明書、委任状を転送した者<sup>(55)</sup>が請求権を有する者でも委任状勧誘者でもないときは、その転送した者の資格証明書、及び、委任状を保有する者の資格証明書であって、債務者との関係及びこれらの者の相互の関係を含むもの。委任状勧誘者、委任状を転送した者又は委任状を保有する者が社団であるときは、その請求権につき勧誘を受けた債権者及び議決権が行使されることになっている請求権を有する債権者が、正当な地位にある社団構成員又は会員であり、かつ、手続開始の申立ての日において認容されうる無担保の請求権を有していたことを示す陳述書を同じく含むものとする。委任状勧誘者、委任状を転送した者又は委任状を保有する者が債権者委員会であるときは、その陳述書は、その債権者委員会が組織された日及び場所、その委員会が本条(c)(1)(B)又は(C)の規定により組織されたものであること、その委員会の構成員、その構成員が有する請求権の総額、それらの請求権が譲り受けられたものであるときは譲渡の対価として支払われた額、及び、委員会の構成員の請求権が担保付又は優先権付である範囲に

(54) 連邦倒産法第341条は、債権者集会及び持分権保有者集会について規定している。

(55) 用いられている 'forwarder' は、自己の名をもって物品運送の取次をなす者のことをいうが、ここでは、自己の名をもって委任状の転送をなす者のことを指しているものと考えられる。本来の意味につき、鴻常夫=北沢正啓『英米商事法辞典〔新版〕』404頁(商事法務研究会・1998年)[曾野和明]参照。

についても、明らかにしなければならない；

(3) その委任状につき、委任状を保有する者によっていかなる対価も支払われていないこと又は対価支払いの約束がないことを記載した陳述書；

(4) 委任状を保有する者とその他の者との間における委任状に基づく議決権行使に関しての対価の支払いについて、又は、その事件において提供された役務の対価として管財人又はその他の者に認容されうる委任状を保有する者の属する法律事務所の所員でない者又は所属弁護士でない者との間における報酬の分配について、若しくは倒産財団のために弁護士、会計士、評価人、競売人又はその他の使用者を雇用することについての合意の有無に関する陳述書、及び、その合意があるときは、その具体的内容に関する陳述書；

(5) 委任状が、委任状を保有する者ではない者によって勧誘されたとき、又は、委任状勧誘者でも請求権を有する者でもない者によって委任状を保有する者へ転送されていたときは、その委任状と引換にいかなる対価も支払われていないこと又は対価支払いの約束がないこと、及び、委任状を保有する者とその他の者との間における委任状に基づく議決権行使に関しての対価の支払いについて、又は、その事件において提供された役務の対価として管財人又はその他の者に認容されうる委任状を保有する者の属する法律事務所の所員でない者又は所属弁護士でない者との間における報酬の分配について、又は、倒産財団のために弁護士、会計士、評価人、競売人若しくはその他の使用者を雇用することについての合意の有無に関する陳述書、及び、その合意があるときは、その具体的内容に関し、委任状勧誘者又は委任状を転送した者によって署名及び誓言がされた陳述書；

(6) 委任状勧誘者、委任状を転送した者又は委任状保有者が委員会であるときは、その事件に関連して委員会委員が有する請求権に対する配当の方法以外の方法で、その委員会委員に支払われた又は支払われることになっている対価の額及びその源泉に関し、その委員会委員によって署名及び誓言がされた陳述書。

(f) **委任状勧誘に対する制限の執行** 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、本条の諸規定を遵守していないことの有無、又は、委任状の勧誘又は委任状に基づく議決権の行使に関連してその他不当な行為があったことの有無の決定をすることができる。通知をなし審問を経た上で、裁判所は、理由があると認めるときは、いかなる委任状をも拒否することができ、拒否されるべきであった委任状に基づき議決権が行使された結果として発せられた命令

を取り消すことができ、又は、その他の適切な処分をすることができる。

[以下・次号]